

再生医療等委員会認定事項更新申請書

年 月 日

厚生労働大臣
地方厚生局長

}

殿

認定委員会
設置者

住 所

法人にあつては、主たる事務所の所在地

氏 名

法人にあつては、名称及び代表者の氏名

下記のとおり、認定再生医療等委員会の認定事項の更新を受けたいので、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第28条第6項において準用する同法第26条第2項の規定により提出します。

認定委員会設置者は、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第26条第5項に規定するいずれの事由にも該当しないこと、病院若しくは診療所の開設者又は再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則第42条第1項各号に掲げる団体に該当すること、認定委員会設置者が同項第1号から第3号までに掲げる団体である場合にあっては同条第2項に規定する要件を満たすこと並びに再生医療等委員会の活動の自由及び独立が保障されていることを誓約します。

記

1 更新を受けようとする認定再生医療等委員会に関する事項

更新を受けようとする認定再生医療等委員会の認定番号及び認定年月日		
更新を受けようとする認定再生医療等委員会の名称		
更新を受けようとする認定再生医療等委員会の所在地		
変更内容	変更事項	
	変更前	
	変更後	
	変更理由	

※ 複数該当がある場合は、欄を複写して記載すること

審査等業務を行った開催回数	1年目	
	2年目	
	3年目	
審査等業務の対象 (該当する項目すべてにチェック)		☐ 第一種再生医療等（再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則第2条第2号に掲げるものに限る。）に係る審査等業務を実施
		☐ 第一種再生医療等（再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則第2条第5号に掲げるものに限る。）に係る審査等業務を実施
		☐ 上記以外の第一種再生医療等提供計画又は第二種再生医療等提供計画に係る審査等業務を実施
		☐ 第三種再生医療等提供計画に係る審査等業務を実施

様式第十二（第五十八条関係）（第二面）

審査等業務を行う体制	
手数料の算定の基準（手数料を徴収する場合のみ記載）	

2 再生医療等委員会の連絡先

担当部署	
担当部署電話番号	
担当部署FAX番号	
担当部署電子メールアドレス	
担当部署の責任者の氏名	
担当部署の責任者の役職	
苦情及び問合せを受け付けるための窓口	名称
	連絡先
再生医療等委員会の運営に関する情報の掲載URL	

※担当部署の責任者の役職については、担当部署における役職を記載すること

3 委員名簿

委員の構成要件の該当性				氏名	職業（所属及び役職）	性別	再生医療等委員会を設置する者との利害関係
第一種再生医療等提供計画（再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則第2条第2号に掲げるものに限る。）に係る審査等を行う場合	第一種再生医療等提供計画（再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則第2条第5号に掲げるものに限る。）に係る審査等を行う場合	左記以外の第一種再生医療等提供計画又は第二種再生医療等提供計画に係る審査等業務を行う場合	第三種再生医療等提供計画に係る審査等を行う場合				

※欄が足りない場合は、適宜追加すること

様式第十二（第五十八条関係）（第四面）

（留意事項）

- 1 用紙の大きさは、A 4 とすること。
- 2 提出は、正本 1 通とすること。
- 3 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 認定委員会設置者の「氏名」について、法人でない団体にあつては、名称及び代表者又は管理人の氏名を記載すること。
- 5 1 の「審査等業務を行う体制」の欄には、審査等業務を継続的に行うことができる体制、再生医療等委員会の開催頻度、その他の審査等業務に関する事項を記載すること。
- 6 1 の「手数料の算定の基準」の欄には、手数料の額及び手数料の算定方法等を記載すること。
- 7 3 の「委員の構成要件の該当性」の欄への記載は、次のとおりとすること。

第一種又は第二種再生医療等提供計画に係る審査等業務を行う場合

「①分子生物学等」・・・分子生物学、細胞生物学、遺伝学、臨床薬理学又は病理学の専門家

「②再生医療等」・・・再生医療等について十分な科学的知見及び医療上の識見を有する者

「③臨床医」・・・臨床医（現に診療に従事している医師又は歯科医師）

「④細胞培養加工」・・・審査等業務の対象となる再生医療等の提供において用いられる特定細胞加工物等の製造に関する識見を有する者

「⑤法律」・・・医学又は医療分野における人権の尊重に関して理解のある法律に関する専門家

「⑥生命倫理」・・・生命倫理に関する識見を有する者

「⑦生物統計等」・・・生物統計その他の臨床研究に関する識見を有する者

「⑧一般」・・・①から⑦までに掲げる者以外の一般の立場の者

第 2 条第 2 号又は第 5 号に掲げる再生医療等技術に係る審査等業務を行う場合は、次に掲げる者も置くこと

「⑨遺伝子治療」・・・遺伝子治療が人に与える影響について十分な科学的知見及び識見を有する者

「⑩遺伝子組換え生物」・・・核酸等に係る遺伝子組換え生物の取扱いについて科学的知見及び識見を有する者

第三種再生医療等提供計画のみに係る審査業務を行う場合

「a-1, 医学・医療 1」・・・医学又は医療の専門家であつて、再生医療等について十分な科学的知見及び医療上の識見を有する者

「a-2, 医学・医療 2」・・・a-1 に該当する者以外の医学又は医療の専門家

「b, 法律・生命倫理」・・・医学又は医療分野における人権の尊重に関して理解のある法律に関する専門家又は生命倫理に関する識見を有する者

「c, 一般」・・・a-1、a-2 及び b に掲げる者以外の一般の立場の者

- 8 3 の「再生医療等委員会を設置する者との利害関係」の欄には、再生医療等委員会を設置する者と利害関係を有している場合は「有」、有していない場合は「無」を記載すること。